

令和5年第27回住田町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和5年3月13日（月）午前10時開議

- 日程第 1 議案第16号
住田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第17号
住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第18号
住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第19号
道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第20号
道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第21号
住田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第22号
住田町公共下水道区域外流入条例
- 日程第 8 議案第26号
介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第27号
令和4年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第1号
令和5年度住田町一般会計予算（予算審査特別委員会）
- 日程第11 議案第2号
令和5年度住田町国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員会）
- 日程第12 議案第3号
令和5年度住田町介護保険特別会計予算（予算審査特別委員会）
- 日程第13 議案第4号

令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員会）

日程第14 議案第5号

令和5年度住田町簡易水道事業会計予算（予算審査特別委員会）

日程第15 議案第6号

令和5年度住田町下水道事業会計予算（予算審査特別委員会）

日程第16 議案第28号

副町長の選任に関し同意を求めることについて

日程第17 請願審査報告

請願第9号

コロナワクチン接種後の死亡や後遺症等の本格的実態調査と対応強化を国へ求める意見書の提出について

日程第18 請願審査報告

請願第10号

子どもたちにおける新型コロナウイルス感染症対策の影響調査を国へ求める意見書の提出について

日程第19 請願審査報告

請願第11号

コロナワクチン後遺症の対応強化を県へ求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（12名）

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	佐々木春一君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	菅野浩正君	12番	瀧本正徳君

欠席委員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	神田謙一君	教育長	松高正俊君
副町長	横澤孝君	総務課長兼 選挙管理 委員会書記長	山田研君
税務課長兼 会計管理者	佐藤修君	企画財政課長	横澤広幸君
町民生活課長	鈴木絹子君	保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	千葉英彦君
建設課長	佐々木真君	農政課長兼 農業委員会 事務局長	佐々木光彦君
林政課長	菊田賢一君	教育次長	多田裕一君

事務局職員出席者

議会事務局長	菅野享一	係長	高橋京美
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（瀧本正徳君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 議案第16号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、議案第16号 住田町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第16号 住田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の条例改正は、本町における消防団員の定数を実状に鑑み、見直すとともに近年災害が激甚化する中、地域防災の核である消防団員を将来にわたって確保するため、令和3年4月の消防庁長官通知に基づき団員の処遇改善のため所要の改正を行うものであります。

それでは、対照表により御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第3条は、団員の定数を465人から380人とするものであります。第14条、第2項

は、規則に定める水火災等の費用弁償を出動報酬として条例で定めることとするための条文の削除であります。別表は団員の報酬を改正するものであります。初めに、年額報酬につきましては、団長は14万円を15万円に。副団長は9万3,500円を10万円に。分団長は7万3,000円を8万円に。副分団長は5万3,000円を6万円に。部長は4万6,500円を5万円に。班長は3万3,000円を4万円に。団員は2万6,500円を3万6,500円にしようとするものでございます。

次に、出動報酬につきましては、報酬を創設し、災害出動の火災・水害等は日額8,000円を基本として時間によって報酬を定めようとするものであります。災害出動の警戒・捜索救助は日額4,000円を基本として、時間によって報酬を定めようとするものであります。その他の出動の操法競技会、消防演習等は1回2,000円とするものであります。

2ページを御覧ください。

次に、附則でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

議案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号 住田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第16号は、議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第16号 住田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の

一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第17号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、議案第17号 住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、鈴木絹子君。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第17号 住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、国道340号葉山－恵蘇区間の道路改良によるコミュニティバス川口上有住駅線の運行距離の改正と、陸前高田住田線の運行路線を追加するために所要の整備を行うものです。

それでは、対照表により説明いたします。

1ページから3ページを御覧ください。

第1表、第4条関係は川口上有住駅線の起点から終点の運行距離をそれぞれ0.1キロメートル短縮しようとするものです。さらに陸前高田住田線の路線を追加し、起点、終点、経路、運行距離を定めようとするものです。

3ページ、別表第2、第5条関係は、陸前高田住田線の停留所を定めようとするものです。

4ページ、別表第3、第8条関係は、（4）回数乗車券では使用できる路線を限定し、（5）陸前高田住田線を追加し、陸前高田住田線の運賃等を定めようとするものです。

附則は、この条例を令和5年4月1日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

議案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号 住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第17号は、議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第17号 住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第18号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、議案第18号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木 真君） 議案第18号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、町営住宅の老朽化に伴い、町営住宅を廃止するものであります。

別表を御覧ください。

表の上段は、昭和31年度建築の中上団地3戸のうち2戸を廃止し、表の下段は、昭和40年度建築の火石第二団地3戸を廃止するものであります。

附則は、条例の施行日を交付の日からと定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

議案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第18号は、議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第18号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第19号

○議長（瀧本正徳君） 日程第4、議案第19号 道路占用料の徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木 真君） 議案第19号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例の道路占用料の金額は、県内市町村の固定資産評価額を基に岩手県独自で所在区分ごとに算出している岩手県の単価に準拠しております。今回、道路法施行令の改正に伴い、岩手県の道路占用料徴収条例が改正されたことから、整合性を図るため改正しようとするものであります。道路法施行令の改正は、道路の占用の許可を要する工作物、物件または施設に防災拠点自動車、駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設、その他これらに類する施設で災害応急対策の適格かつ円滑な実施のため必要であると認められるものが加えられ

たものです。新旧対照表により、御説明いたします。

別表、下線部のとおり、占用物件に政令第7条第14号に掲げる施設を、占用料の金額にAに0.033を乗じて得た額を加えるものです。この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

議案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第19号は、議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第19号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第20号

○議長（瀧本正徳君） 日程第5、議案第20号 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第20号 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関

する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、道路法施行令が令和3年9月に改正されたことに伴うものでございます。本町におきましては、これまで岩手県の道路占用料徴収条例に準拠する形で条例改正を行っておりますが、令和4年3月に県において条例改正が行われたことから、本町においても同様の改正を行うものであります。

それでは、対照表により御説明をいたします。

2ページを御覧ください。

別表、占用物件に防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設、その他これに類する施設で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるものを追加し、占用料を1平方メートルにつき近傍類似の土地の地価に0.033を乗じて得た額とするものであります。

次に附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

議案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第20号は、議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第20号 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の

一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第21号

○議長（瀧本正徳君） 日程第6、議案第21号 住田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、鈴木絹子君。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第21号 住田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額の改正と傷病手当の支給に対する国の財政支援の適用期間が令和5年5月7日までに延長されることになったことから、傷病手当の支給を始める日について所要の改正をしようとするものです。

それでは、対照表により説明いたします。

第1条、住田町国民健康保険条例の一部改正は、本則第4条の出産育児一時金の支給額を40万4,000円から48万8,000円に改正しようとするものです。

第2条、住田町国民健康保険条例の一部改正する条例の一部改正は、改正附則の傷病手当の支給を始める日が令和2年1月1日から、令和5年3月31日までを。傷病手当の支給を始める日が、令和2年1月1日から令和5年5月7日までと改正しようとするものです。

附則第1条は、この条例を令和5年4月1日から施行しようとするものです。

第2条は、出産育児一時金の経過措置として条例の施行日前の出産については、従前の例によることを規定するものです。

以上、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

議案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号 住田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例を採決します。

議案第21号は、議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第21号 住田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第22号

○議長（瀧本正徳君） 日程第7、議案第22号 住田町公共下水道区域外流入条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木 真君） 議案第22号 住田町公共下水道区域外流入条例について御説明いたします。

下水道区域外から下水道への接続につきましては、下水道法第24条の規定に基づき条例に基づく許可を受ける必要があります。今回、区域外流入に係る許可の基準及び分担金の額などの規定を整備し、下水道区域外から下水道への接続を許可によって認めようとするものであります。条文に沿って御説明いたします。

第1条は、条例の趣旨を、第2条は用語の意味を定めております。

第3条は、区域外流入の許可を受ける申請について定め、第4条は、区域外流入を許可する基準を定めるものです。

第5条は、区域外流入を許可された者が設置する排水設備及びその維持について定めるものです。

第6条は、受益者に対し分担金を賦課することを定め、第7条はその分担金の額を下水道

区域内の分担金と同様とする定めをするものです。

第8条は、分担金の徴収方法、第9条は分担金の減免、第10条は督促及び延滞金について定めるものです。

第11条は、条例の施行に関する委任を定めるものです。

この条例は、令和5年4月1日から施行し、施行の日以後、許可の申請があったものについて適用しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

議案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号 住田町公共下水道区域外流入条例を採決します。

議案第22号は、議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第22号 住田町公共下水道区域外流入条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第26号

○議長（瀧本正徳君） 日程第8、議案第26号 介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第26号 介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明いたします。

今回の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度の収入が下がった方々に対し、介護保険料の減免を行っているところですが、令和4年度相当の保険料であり、令和5年4月1日以降に納付期限が定められてるものを減免の対象としようとするものであります。

対照表により御説明いたします。

附則第8条、第1項は新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少が認められる場合等における保険料の減免対象について、令和4年度以前の年度分の保険料であって、令和5年4月1日以降に納付期限が定められてるものを加えるものです。

この条例は、公布の日から施行するもので、改正後の附則第8条の規定は、令和5年4月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

議案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号 介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第26号は、議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第26号 介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第27号

○議長（瀧本正徳君） 日程第9、議案第27号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、鈴木絹子君。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第27号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

今回の予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,361万5,000円とするものです。補正の内容について2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

初めに、歳入について説明いたします。なお詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2、歳入を御覧ください。

3款、県支出金1,570万円の増は、普通交付金の増によるものです。

次に、歳出について説明いたします。詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3、歳出を御覧ください。

2款、保険給付費1,570万円の増は一般被保険者医療費保険者負担分1,350万円の増、一般被保険者高額療養費220万円の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） お伺いいたします。

本定例会において補正予算の3号の提案を頂き、今回、追加見込みでさらに補正予算4号の提案ということであります。

一般被保険者療養給付費が多くなっているという傾向でありまして、人間ドックあるいは町で行っている特定健診以後、再検査やその後の治療という方が今年度は非常に多かったのかなというふうに見受けておりまして。今回3号、4号で療養給付費の大きくなっている要

困の、どのように捉えているかお伺いたします。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 要因につきましては、突発的な救急の高額医療がかさんだことによるものだと捉えております。請求につきましては高額療養費については、請求が再点検等をされるが多かったのでございますけれども、それが再点検から回ってきて急に請求が何か月分というまとめでの請求が増えたことにより請求が高額になり、この追加補正したものでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 例えば、レセプト点検の報告等の整合という説明でありましたが、いずれ国保連では国保のデータベース等もまとめておったりというようなことで、それら県の連合会等レセプト点検と併せてその情報の提供が速やかにあって、自治体における予算書ちゅうのがスムーズに行われるように配慮していくべきではないかと思うわけでありまして、その辺の対応の方法はどのような形で行われているか確認させていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 請求につきましては、事前に確認することなくその請求来たときに分かったものでございまして、委員おっしゃるとおり、確認をもしかしたらすればよかったのかもしれないのですけれども、確認をして分かるものなのかどうなのかということもちょっとまだやったことがないことでございますので、今後確認して検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 保健福祉課長に確認しますが、人間ドックあるいは町で行っている特定健診の中で、そういったふうな再検査、治療の要する傾向、それから突然、突発的に高額医療に関わらなければならないような救急の対応した方も年末から年始にかけて多かったようにも思われるわけでありまして、そこら辺での健診の情報、あるいは町民の健康管理の対応の状況についてお伺いたします。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） ただいまの御質問の健診受診後の指導というところでございますけれども、町といたしましては、健診を受診していただいて、精密検査等になった方々

に対しては、通知を送る、もしくは訪問するような形で検査を受けていただくよう努めているところです。

今回の国保の増額に関しましては、悪性腫瘍であるとか、そういう突発的なものが今年度多かったというような状況で増えている状況でございますので、引き続きその悪性腫瘍とか様々な病気に対して事前に私たちも対応できるよう、指導できるように皆さんと御協力しながら、町民の皆様と御協力させていただきながら、健診事業等に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかに、ございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第27号は、議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第27号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10～日程第15 議案第1号～議案第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第10、議案第1号 令和5年度住田町一般会計予算、日程第11、議案第2号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計予算、日程第12、議案第3号

令和5年度住田町介護保険特別会計予算、日程第13、議案第4号 令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第14、議案第5号 令和5年度住田町簡易水道事業会計予算、日程第15号 議案第6号 令和5年度住田町下水道事業会計予算を一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、阿部祐一君。

○予算審査特別委員会委員長（阿部祐一君） ただいまから、予算審査特別委員会の報告を行います。

去る3月6日、本委員会に付託されました令和5年度住田町一般会計予算、各特別会計予算及び事業会計予算の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

予算審査特別委員会は、3月6日の本会議で設置され、委員長には私、阿部祐一、副委員長には水野正勝君が選出されました。委員会の審査結果につきましては、ただいま議会議務局長が朗読したとおりでございます。

私から、代表的なものを申し上げます。

令和5年度の一般会計予算総額は、50億3,500万円であり、前年比4億3,500万円、9.5%増加しております。主な事業として、観光の目玉となる滝観洞観光センター受付棟整備事業、気仙川の水害から守る昭和橋架け替え工事負担金、持続可能なまちづくりや交流人口の拡大を目指す仕事・学びの場創設事業、町内の産業資源を生かす畜産堆肥利用促進、林業の体質強化を図る森林・林業木材産業グリーン成長総合対策事業、町道の新設改良や町営住宅整備、世田米中学校体育館改修事業などが挙げられます。

特別会計は、国民健康保険特別会計6億6,180万3,000円で2,206万6,000円の増であります。保険給付費の増加が主な要因でございます。介護保険の保険事業勘定は9億9,972万6,000円であり、前年度とほぼ同額であります。後期高齢者特別医療会計は、8,108万円で、前年度より886万4,000円の減額ですが、後期高齢者連合負担金の減少によるものです。

次に、事業会計予算ですが、簡易水道事業会計は収益的収入は1億6,140万円で、収益的支出は1億4,489万4,000円で、資本的収入は3,848万8,000円、資本的支出は、8,593万1,000円であります。

下水道事業は、収益的収入が1億4,439万9,000円、収益的支出は1億4,401万円です。資本的収入は、3,455万4,000円。資本的支出は、3,871万3,000円であります。

国では、新型コロナウイルス感染症や、ロシアのウクライナ侵攻などによる食糧や原油等の値上がりに対する物価高騰対策などを実施しておりますが、地方の経済や財政は依然として厳しい状況にあります。本町においては、少子高齢化の進行により人口減少が進み、行政サービスが多様化し、自治体の役割はますます大きくなっているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の5類の移行などから、社会情勢の変化が見えてきます。今後、少子化の対策の取組など、国の将来を見据えた政策が期待されております。さらにグローバルな時代化、混沌とした社会情勢が住民生活に大きな影響を与えるものと思われます。小さな自治体には大きな労力がかかるものと思われます。今後のデジタル化、カーボンゼロに向けた社会対応の動向が求められると思ひます。

以上、審査における質疑・答弁の内容については、各委員御承知のとおりであります。審査の結果は、令和5年度一般会計予算、特別会計予算、事業会計予算は賛成多数で原案どおり可決することを決定しました。

審査に当たられました委員、当局の皆様には感謝申し上げ、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） 議長を除く全員をもって構成する特別委員会の報告については、質疑を行わない先例となっておりますので、質疑は省略します。

これから、一括して討論を行います。

議案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで、討論を終わります。

これから、議案第1号 令和5年度住田町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号 令和5年度住田町一般会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 令和5年度住田町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第3号 令和5年度住田町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号 令和5年度住田町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号 令和5年度住田町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第4号 令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号 令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第5号 令和5年度住田町簡易水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 令和5年度住田町簡易水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 令和5年度住田町簡易水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号 令和5年度住田町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 令和5年度住田町下水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 令和5年度住田町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第16 議案第28号

○議長（瀧本正徳君） 日程第16 議案第28号 副町長の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 議案第28号 副町長の選任に関し同意を求めることについてを御説明いたします。

提案いたしますのは、副町長の選任についてであります。

横澤孝副町長の任期満了に伴うものでございまして、新たに小向正悟氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議員の皆様のご同意を求めるものでございます。

小向氏の経歴につきましては、岩手県職員として県民くらしの安全課総括課長や、総合防災室長、沿岸広域振興局長等を歴任された後、退職され、現在は公益財団法人いきいき岩手支援財団の理事長をされております。また、皆様御承知のとおり、県より派遣され、本町の助役を平成13年10月から平成16年3月まで2年半勤めております。昨今、多くの地方自治体が急速な人口減少、少子高齢化の進展、都市と地方の地域間格差の拡大などの課題に直面する中、本町においては、それらの課題解決共に支え合う共生の町の実現に向け、各種施策を展開しているところであります。小向氏におかれましては、その長い行政経験から地方自治体の実務に通じ、その才覚もさることながら高潔かつ実直な人柄で本町の副町長として適任の人物でありますので、議員各位のご同意を賜りますようお願いするものでございます。

以上、提案といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

議案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号 副町長の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（瀧本正徳君） ただいまの出席議員数は、議長を除き11人です。

次に、立会人を指名します。

住田町議会会議規則第32条、第2項の規定によって、立会人に10番、高橋靖君及び7番、阿部祐一君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（瀧本正徳君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（瀧本正徳君） 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。なお、11番、菅野浩正君の投票は自席で行います。立会人の立合いをお願いします。

〔投票〕

○議長（瀧本正徳君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

10番、高橋靖君及び7番、阿部祐一君。開票の立合いをお願いします。

〔開票〕

○議長（瀧本正徳君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成11票、反対ゼロ票。賛成、以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、議案第28号 副町長の選任に関し同意を求めることについては、議案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場閉鎖解除]

◎日程第 17 請願審査報告 請願第 9 号

○議長（瀧本正徳君） 日程第 17、請願審査報告 請願第 9 号コロナワクチン接種後の死亡や後遺症等の本格的実態調査と対応強化を国へ求める意見書の提出についてを議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、高橋靖君。

○総務教民常任委員長（高橋 靖君） 請願第 9 号 コロナワクチン接種後の死亡や後遺症等の本格的実態調査と対応強化を国へ求める意見書の提出について。

令和 5 年 3 月 2 日、第 27 回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された請願第 9 号 コロナワクチン接種後の死亡や後遺症等の本格的実態調査と対応強化を国へ求める意見書の提出について審査の経過と結果を御報告します。

この請願については、令和 5 年 3 月 6 日に当委員会を開催し、委員過半数出席の下に審査し、不採択すべきものと決定したところであります。

請願者は、岩手県気仙郡住田町上有住字中沢 70-1、住田の子どもたちの未来を守る会、代表佐々木公一氏であります。

紹介議員は、水野正勝議員であります。

請願の内容は、新型コロナワクチン接種においては、国が国民に努力義務を課し、積極的に押し進めてきたものであることから、その政策に伴う死亡疑いや健康被害に対し、本格的な実態調査や原因究明を行うことについて意見書を国へ提出するよう請願するというものであります。

委員からは、国の実態調査は必要であるとの意見もありましたが、他方、新型コロナワクチン接種後の死亡、後遺症等は医師が因果関係を判断できないことなども報道されており、調査での数字が正確なものになるのか疑問との意見が多く、審査の結果、賛成票数により不採択としたものです。

以上、本委員会の審査について御報告申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

議案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

1番、水野正勝君。

○1番（水野正勝君） 1番、水野正勝であります。

請願第9号、コロナワクチン接種後の死亡や後遺症等の本格的実態調査と対応強化を国へ求める意見書提出についての採決に当たり、本請願を採択し、国へ意見書を提出すべきとの考えから賛成の立場で討論を行います。

去る3月9日、ワクチン接種後に亡くなった方の遺族会が緊急記者会見を開き、厚生労働大臣に対し、接種後の健康被害についての速やかな救済や被害の原因究明、国民への現状報告や不利益事項の情報共有などを要望しました。そして、この記者会見については、大手マスコミが初めて一般報道しております。また、その翌日にも重要報道があり、直近の厚生労働省副反応検討部会におきまして、約2,000件ある接種後の死亡報告のうち、42歳の女性について、専門家が初めてワクチンとの因果関係は否定できないと認定したことが明らかとなりました。

このように、ワクチン被害の救済に関わる状況は、着実に進展を見せております。新型コロナワクチン接種におきましては、国が国民に努力義務を課し、テレビCMなどの広告事業を講じながら、積極的に推し進めてきた経緯もありますので、その政策に伴う死亡疑いや健康被害疑いに関しましては、国が責任を持って本格的な実態調査や原因究とその対応をしていくべきであると考えます。

今定例会の一般質問における町の答弁では、超過死亡増の原因究明やその対策については、国が責任を持って行うべきものと捉えていることから、国の取組に期待をしているとの回答でありました。私も全くそのとおりでと思います。町の考えに賛同いたします。

以上のことから、コロナワクチン接種後の死亡や、後遺症等の本格的実態調査と対応強化を国へ求める意見書の提出についての請願を採択し、国へ、その旨を意見書として提出すべきと考えることから、本請願への賛成討論といたします。

議員各位の御理解、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（瀧本正徳君） 次に、議案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで討論を終わります。

これから、請願第9号 コロナワクチン接種後の死亡や後遺症等の本格的実態調査と対応強化を国へ求める意見書の提出についてを採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

請願第9号 コロナワクチン接種後の死亡や後遺症等の本格的実態調査と対応強化を国へ求める意見書の提出についてを採択することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長（瀧本正徳君） 起立少数であります。

したがって、請願第9号 コロナワクチン接種後の死亡や後遺症等の本格的実態調査と対応強化を国へ求める意見書の提出については、不採択とすることに決定しました。

◎日程第18 請願審査報告 請願第10号

○議長（瀧本正徳君） 日程第18、請願審査報告 請願第10号 子どもたちにおける新型コロナウイルス感染症対策の影響調査を国へ求める意見書の提出についてを議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、高橋靖君。

○総務教民常任委員長（高橋 靖君） 請願第10号 子どもたちにおける新型コロナウイルス

ス感染症対策の影響調査を国へ求める意見書の提出について。

令和5年3月2日、第27回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された請願第10号 子どもたちにおける新型コロナウイルス感染症対策の影響調査を国へ求める意見書の提出についてについて、審査の経過と結果を御報告します。

この請願については、令和5年3月6日に当委員会を開催し、委員過半数出席の下に審査し、不採択すべきものと決定したところであります。

請願者は、岩手県気仙郡住田町上有住字中沢70-1、住田の子どもたちの未来を守る会、代表佐々木公一氏であります。

紹介議員は、水野正勝議員であります。

この請願の内容は、新型コロナワクチン接種による弊害や長期にわたるマスク着用、黙食などによる子どもたちの脳の発達、人格形成、IQなどへの悪影響に対し、継続的な調査を行う必要があると考えることから、国に対し意見書を提出するよう請願するというものであります。

委員からは、国が政策を推進した事項であり、実態調査は必要であるとの意見もありました。他方、政策の実施において弊害についても調査を行っている、また着用や黙食等の影響がどのように発現するのか明確に示されていないなどの意見が多数あり、委員会への審査のケツリ、不採択にすべきものと決定したものです。

以上、本委員会の審査において御報告申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

議案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、請願第10号 子どもたちにおける新型コロナウイルス感染症対策の影響調査

を国へ求める意見書の提出についてを採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第10号 子どもたちにおける新型コロナウイルス感染症対策の影響調査を国へ求める意見書の提出についてを採択することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長（瀧本正徳君） 起立少数であります。

したがって、請願第10号 子どもたちにおける新型コロナウイルス感染症対策の影響調査を国へ求める意見書の提出については、不採択とすることに決定しました。

◎日程第19 請願審査報告 請願第11号

○議長（瀧本正徳君） 日程第19、請願審査報告 請願第11号 コロナワクチン後遺症の対応強化を県へ求める意見書の提出についてを議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、高橋靖君。

○総務教民常任委員長（高橋 靖君） 請願第11号 コロナワクチン後遺症の対応強化を県へ求める意見書の提出についてについて。

令和5年3月2日、第27回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された請願第11号 コロナワクチン後遺症の対応強化を県へ求める意見書の提出についてについて、審査の経過と結果を御報告します。

この請願については、令和5年3月6日に当委員会を開催し、委員過半数出席の下に審査し、不採択すべきものと決定したところであります。

請願者は、岩手県気仙郡住田町上有住字中沢70-1、住田の子どもたちの未来を守る会、代表佐々木公一氏であります。

紹介議員は、水野正勝議員であります。

請願の内容は、新型コロナウイルス接種後の様々な後遺症に苦しむ人への対応や、救済も

強化していくべきと考えることから、県に対し意見書を提出するよう請願するというものがあります。

委員からは、新型コロナワクチンとの因果関係の解明は、専門的知見を要するものであり、全ての症状がワクチン接種によって引き起こされたものかは明確ではない中、保障、救済としてどの程度の内容を求めるか不明であることや、新型コロナ対策は国の政策であり、保障を県に求めるべきではないとの意見が多く、当委員会の審査結果を不採択にすべきものと決定したものであります。

以上、本委員会の審査について御報告申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

議案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、請願第11号 コロナワクチン後遺症の対応強化を県へ求める意見書の提出についてを採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第11号 コロナワクチン後遺症の対応強化を県へ求める意見書の提出についてを採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立少数であります。

したがって、請願第11号 コロナワクチン後遺症の対応強化を県へ求める意見書の提出については、不採択とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○副委員長（荻原 勝君） これで本日の日程は全部終了しました。

第27回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

